

令和3年第16回住田町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和3年9月10日(金) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第1号
住田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第2号
岩手県収入証紙基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第3号
住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第4号
令和3年度住田町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 5 議案第5号
令和3年度住田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第6号
令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第7号
令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第8号
令和3年度簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第9号
令和3年度住田町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第10号
住田町過疎地域持続的発展計画を定めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(12名)

1 番	水 野 正 勝 君	2 番	荻 原 勝 君
3 番	佐々木 初 雄 君	4 番	佐々木 信 一 君
5 番	佐々木 春 一 君	6 番	村 上 薫 君
7 番	阿 部 祐 一 君	8 番	林 崎 幸 正 君
9 番	菊 池 孝 君	10 番	高 橋 靖 君
11 番	菅 野 浩 正 君	12 番	瀧 本 正 徳 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 神 田 謙 一 君 教 育 長 菊 池 宏 君

.....

副 町 長	横 澤 孝 君	総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	山 田 研 君
税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	佐 藤 修 君	企 画 財 政 課 長	菅 野 享 一 君
町 民 生 活 課 長	紺 野 勝 利 君	保 健 福 祉 課 長 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	千 葉 英 彦 君
建 設 課 長	佐 々 木 真 君	農 政 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 々 木 光 彦 君
林 政 課	千 葉 純 也 君	教 育 次 長	多 田 裕 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長 松 田 英 明 係 長 高 橋 京 美

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第1、議案第1号 住田町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、佐藤修君。

○税務課長兼会計管理者（佐藤 修君） 議案第1号 住田町税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴う改正であります。改正条文に沿って御説明いたします。

1ページを御覧ください。

改正条例中、第24条第2号につきましては、個人町民税の均等割の非課税の範囲を定めるもので、国外に居住する扶養親族の定義を改正したもので、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る旨を明記したものであります。

同じく、1ページ下段から2ページ、第34条の7、第1項第1号の改正につきましては、寄附金制度における寄附金の範囲の見直しに伴い、寄附金税額控除の対象から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外するための文言を盛り込んだものであります。

同じく、2ページ下段、第36条の3の3の扶養親族の改正については、前ページ第24条第2号の改正と同様に、国外居住親族の取扱いの見直しによるものです。

3ページを御覧ください。

附則第5条第1項の改正につきましては、町民税の所得割の非課税の範囲を定めるもので、国外に居住する親族の取扱いの見直しによる改正であります。

同じく、附則第6条の改正は、セルフメディケーション税制の延長に伴うもので、令和4年度までであったものを令和9年度まで延長するための改正であります。

同じく、3ページ下段、附則第10条の2、第16項及び第17項の改正は、法律改正に合わせて改正し、期間を2年間延長するものとなったものであります。

4ページ、改正条例附則を御覧ください。

改正条例附則の第1条は、施行期日を定めるもので、第1号から第3号に定めるものを除き、令和4年1月1日からの適用とするもので、第1号から第3号まではそれぞれ適用期日に定めるものであります。

改正条例附則の第2条は、町民税に関する経過措置を定めるものであります。改正条例附則第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置を定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） おはようございます。

3ページのセルフメディケーションの特例についてお尋ねいたします。

今の説明ですと、適用期間を5年間延長するということですが、セルフメディケーションという言葉はなかなか聞き慣れないことですが、簡単に言えば軽度な体の不調な方は自分で手当てをして治していくということなようです。

そこで質問に入りますけども、10万以上でようやく申請できた従来の医療費控除と違い、1万2,000円以上で申請できるというのがこのセルフメディケーション税制の特例なわけですが、市販薬中心の私たち一般の家庭であれば、いろんな薬局あります、住田町にもできましたが、1年間で1万2,000円以上使っている場合はこの控除の対象になるということのようですが、まずこの制度の詳しい説明を教えてください。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長。

○税務課長兼会計管理者（佐藤 修君） セルフメディケーション税制につきましては、従来から基本的にはあるもので、今まで5年間税制に基づいて控除されていたものを5年間延長するという内容ですけども、基本的には議員おっしゃるとおり、一般の市販薬、その中でも基本的に同じ薬の名前であっても税制対象か対象じゃないものといったようなものも実際にはございます。実際に皆様方が購入する場合には、薬の箱に対象か対象じゃないかという表

示もでございます。それから、レシート等を詳しく見ていただきますと、その中にも表示されているケースがございます。なかなか実際にどういった医薬品が対象なのかという部分については、実は2,400種類ほど医薬品の税制対象の医薬品がございますので、細くなかなか説明がしにくいというのが実際のところでございます。ですから実際に購入される方につきましては、そういった薬の箱であるとかレシートを確認の上、税の申告の際に御相談いただければと思います。ただし、これにつきましては、従来の医療費控除の対象となっております例えば病院に通院した場合の医療費であるとか、それとどちらかを選ぶという制度になっております。そのために、選択制というような形でなかなか制度としてはあるんですけども、実際のところ利用されている実態があまりないというのがこの制度でございます。そこにつきましては、納税者の方の選択ということでございますので、詳しくはしおり等にも実は5年前から内容を載せてございますので、そういったものを御覧いただいた上で税務課のほうに御相談いただければと思っております。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 詳しく分かりました。

商品名はあれですが、例えばごく普通にサロンパスみたいなものがありますが、そういうような私たちがふだん使っているもの、風邪薬とかそういうものも対象になっているようですので、ぜひ厚労省のホームページの中にも申請の仕方が載っているわけですけども、ぜひ機会を捉えて広報すみた等で町民の方々にもう少し周知していただければ助かるんだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長。

○税務課長兼会計管理者（佐藤 修君） その辺につきましては、税の申告前にそういった形で控除の対象等について詳しく載せてまいりたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 住田町税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号 住田町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（瀧本正徳君） 日程第2、議案第2号 岩手県収入証紙基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長兼会計管理者（佐藤 修君） 議案第2号 岩手県収入証紙基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、町民が県証紙を購入する機会が増え、購入額も増加していることから、その需要に対応するため基金の額を100万円から100万円以上に改正するものであります。条例上は上限を定めない形としておりますが、実際の運用につきましては、その年の需要状況に応じて変更することも可能となるように定めたもので、当面は補正予算に提案しております400万円と現在の運用額の100万円の合計500万円を上限として運用することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 岩手県収入証紙基金条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号 岩手県収入証紙基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第3号

○議長（瀧本正徳君） 日程第3、議案第3号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第3号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

今回の改正は、傷病手当金の支給に対する国の財政支援の適用期間が、令和3年12月31日までに延長されることとなったことから、傷病手当金の支給を始める日について、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、対照表により御説明いたします。

附則の傷病手当金の支給を始める日が、令和2年1月1日から令和3年9月30日までを傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から令和3年12月31日までと改正しようとするものです。附則としてこの条例は交付の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第4号

○議長（瀧本正徳君） 日程第4、議案第4号 令和3年度住田町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 議案第4号 令和3年度住田町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,588万5,000円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ50億7,816万1,000円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は8ページ歳入歳出補正予算事項別明細書の2歳入を御覧ください。

9款地方特例交付金79万3,000円の増は、個人住民税減収補填特例交付金47万6,000円の増が主なものであります。10款地方交付税4億315万9,000円の増は、普通交付税の増によるものであります。14款国庫支出金255万1,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金225万1,000円の増によるものであります。15款県支出金234万3,000円の増は、健康増進事業補助金の233万8,000円の増が主なものであります。17款寄附金100万円の増は、指定寄附金の増によるものであります。18款繰入金4億843万4,000円の増は、財政調整基金繰入金3億3,000万円の減が主なものであります。19款繰越金5,515万3,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。20款諸収入708万9,000円の増は、岩手県後期高齢者医療広域連合療養給付負担金返還金の計上によるものであります。21款町債1,223万1,000円の増は、臨時財政対策債の増によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

3ページをお開き願います。

なお、詳細は10ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3歳出を御覧ください。

1款議会費23万1,000円の増は、職員人件費の増によるものであります。2款総務費525万円の増は、備品購入費の計上が主なものであります。3款民生費2,424万5,000円の増は、応急仮設住宅解体等工事費の増が主なものであります。4款衛生費1,017万6,000円の増は、消耗品費の増が主なものであります。6款農林業費353万9,000円の増は、職員人件費の増が主なものであります。7款商工費665万7,000円の増は、ECサイト販売事業者支援事業委託料の計上が主なものであります。8款土木費1,645万4,000円の増は、道路維持工事費の計上が主なものであります。9款消防費355万6,000円の増は、東峰消防屯所改修工事費の計上が主なものであります。10款教育費61万7,000円の増は、修学旅行キャンセル料補助金の計上が主なものであります。11款災害復旧費16万円の増は、農用地農業用施設災害復旧事業費補助金の計上によるものであります。12款公債費は財源組替によるものであります。13款諸支出金500万円の増は、岩手県収入証紙基金繰出金の計上が主なものであります。

次に、地方債の補正を第2表により御説明いたします。

5ページをお開き願います。

今回の補正は変更であります。臨時財政対策債を1, 223万1, 000円増額し、1億1, 223万1, 000円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

1番、水野正勝君

○1番（水野正勝君） 1点お伺いいたします。

10ページ、歳出、2款総務費、1項総務管理費の6目企画費の13節ポータルサイト利用料についてお伺いいたします。

こちらは、ふるさと納税の受付の窓口、いわゆるインターネットのホームページのサイトの利用料ということでお見受けいたします。住田町では、もともとふるさとチョイスさんとJREさんと新たに楽天さんのホームページサイトも契約されて、今、ふるさと納税の事業に取り組んでいらっしゃる、このような流れのように受け取っております。新たな取組で行っている楽天のふるさと事業、こちらの今の進捗具合ですとか今後の事業の展望ですとか、その辺り現状の町の見解を伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） ポータルサイトの利用料の御質問についてお答えいたします。

議員、御質問のとおり、今年度から楽天のサイトも利用させていただいております。今のところ、品目は準備できている1品目ということで、ただいまサイトの充実というか、そちらのほうを準備中ということで、近いうちにアップできるようにしたいと考えておりますので、それで利用できるサイトが増えるということで、また多くの方にふるさと納税をしていただけると期待しているところでございます。

○議長（瀧本正徳君） 1番、水野正勝君

○1番（水野正勝君） ありがとうございます。

そうなりますと、今年度からの取組ということもあり、また楽天のホームページのサイトというところは正直完全な状態ではまだ至っていないというような答弁であったと思います。やはりまだ引き続きコロナ禍によってふるさと納税という事業が大変全国的に物すごい競争状態といえますか、すごく盛んになっているんだろうというのは変わらないと思います。やはりここは少しでも早くいいものに完成させていただいて、そしてどんと全国のお客様から

ふるさと納税申込みいただけるような体制を盤石にして、しっかりと取り組んでいただければと思います。改めてその意気込みといいますか今後の決意、もう一度伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 議員、御質問のとおりで、ぜひ利用者の方に見やすく興味を持っていただけるようにということで、そういったサイトの作成につきましても、いい工夫を凝らしながら進めていって、利用、ふるさと納税の増につながるように努めてまいりたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） ほかに。

2番、荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 私もふるさと納税に関係することを質問したいと思います。

13ページ、7款商工費の一番最後のところに、ふるさと納税返礼品代というのが180万円あります。これは、補正で増額になっているということは予約が予想よりもふるさと納税の方が多かったということなんでしょうか。それから、さらに増えるということなんでしょうか。1点目お伺いします。

2点目としては次のページ、一番上のところにECサイト販売事業者支援事業委託料というものがありますけども、これはどこにどんな内容なのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、佐々木光彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（佐々木光彦君） それでは、私のほうからまず1点目のふるさと納税の返礼品代の補正についてお答えしたいと思います。

議員おっしゃいますとおり、今回の補正は当初見込んでいたふるさと納税の件数というのが1,000件ほどで見込んでいたわけですが、7月末の段階で昨年同時期と比べますと113%という伸びを示しておりますので、年度末までの伸びを見込みまして、今回見込みの分について補正をするものでございます。それが1点目でございます。

2点目のECサイト販売事業者支援事業委託料の件についてお答えしたいと思います。

この事業は、ECサイトといいますのはEコマースといまして、ネットを通じて行われるものやサービスの売買のことをECサイトというふうに言うわけですが、現在、コロナ禍におきまして、先ほどのふるさと納税につきましても取扱い件数が増えてきているわけですが、同様に巣籠もり需要もありまして、全国的にネットを通じての販売という部分も増加傾向にある状況でございます。そういう増加傾向にあるわけですが、ネットショ

ップの開設につきましては、立ち上げとか顧客管理とか発送の手間といった部分がなかなか町内の事業者の方々が自らやるというのはこれまで敬遠されてきたという経緯がございました。そのような中で、大船渡市農協さんが国内最大級の農畜産物ショッピングモールでJAタウンというのがあるわけですが、そちらのサイトに大船渡市農協の専用サイトを立ち上げまして、住田町の農畜産物とか特産品を販売していきたいということで取組を始めたところでございます。それによりまして、今回は農協さんが事務局となってサイトの運営とか顧客管理とか発送管理といった部分をJAさんが担っていただくものですので、出店したい方が誰でも簡単にネット販売ができる環境が整うということに取り組んでいきたいと思っています。アフターコロナという部分も見据えまして、新たな販売チャネルができるわけですが、ECサイトに掲載されたからといってネット上だけでPRするだけで顧客の獲得というのが難しい状況にございますので、それと併せまして紙媒体による広告によりまして、販売促進事業を図っていこうという中身に今回の事業はなっております。東京と仙台のリビング誌、そちらのほうに広告を出しながらQRコードでJAタウンのほうに誘引していくという仕組みを考えております。広告を出すだけでもなかなか目に留まらないので、併せて住田プレミアムというインパクトのある商品を準備しまして、限定100セットという形で準備しまして、その効果を上げるというような工夫も入れながらやりたいと思っております。先ほども言いましたとおり、コロナ収束後も見据えた将来の顧客獲得といった部分に取り組んでいきたいと思っておりますし、併せてふるさと納税のPRもその広告の中で実施しながら取組をしていきたいという中身の事業でございます。

○議長（瀧本正徳君） よろしいですか。

荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） どうもありがとうございました。

2回目を伺います。1点目について、113%の伸びだったということなんですけども、ふるさと納税返礼品ということなので、どんな返礼品が人気があったのか伺いたいと思います。

2点目について、住田プレミアムということで伺いましたけども、目玉としていろいろ冷凍のものとか常温のものとか、いろんな商品を、また、価格についても工夫しながらいろいろ販売促進するというようなことも伺っておりますので、その辺の目玉、住田プレミアムの内容についてももう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長兼農業委員会事務局長（佐々木光彦君） それではまず、1点目のふるさと納税の
どういったものが人気があるかというような点についてお答えしたいと思います。

今現在、ふるさと納税の返礼品にエントリーしてるのが18業者、62品目あるわけですが、その中で上位は鶏肉が圧倒的に人気があるという状況でございます。鶏肉に続きましてあとは米、それからアツモリソウといったところが人気のある返礼品というふうになっております。

2点目の住田プレミアムの関係でございますけれども、議員おっしゃいましたとおり、今回取り扱う商品が今のところ出店を予定しているのが10事業者、品目でいうと約20品目ぐらいなんですけれども、その中でおっしゃいましたとおり冷凍品のもの、冷蔵品のもの、常温のものもあるわけなんですけれども、それらを必ず冷凍、冷蔵のものと常温というのが組み合わせるような形で満遍なく入るような形で組み合わせをしまして、通常5,000円の価格のものを2,500円で販売したいということで、歳末の商戦にぶつけるような形でインパクトを持たせた住田プレミアムをやりながらQRコードでJAタウンに誘引して、誘引されたJAタウンの中では個別にも買うことができますので、そういった形で購買意欲を高めていく効果を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） 4番、佐々木信一君。

○4番（佐々木信一君） 10ページの6目企画の部分で、仮設住宅の記念行事がありますし、あとは備品購入という部分でどういうふうな形の記念行事を考えているのかと、備品はどういうものを購入する予定なのか。

もう一つは12ページ、民生費でこれも応急仮設なんですけれども、仮設解体という部分で今回、中上団地の部分で払下げがあったわけなんですけれども、この払下げの部分で町内に何戸ぐらい。町外はどこからどの辺までが払下げになったのかお伺いいたします。

それからもう1点、消防費15ページなんですけれども、東峰の屯所が工事費として297万入っているわけなんですけど、これは雷で中の配線等がショートしたという部分なんですけど、ここはいつ頃から工事を始める予定かお伺いします。

以上3点です。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） それでは私のほうからは、企画費のクロージングの関係と備品の関係でございます。

まず、クロージングに関しましては当初、昨年度、仮設住宅が終わる段階で予定していた

ものでございましたが、新型コロナの影響でなかなかそういったセレモニー、イベントが開催できなかったということで、昨年は見送りしておりました。それで状況を眺めながらということで検討してきたところでございましたが、当初予算には計上できませんでしたので、できれば去年の段階でいつかできないかということで探っていた状況もありましたものですから、それが今年解体が始まるということで、何かイベントをしたいという思いがございました。その状況、もちろんコロナの状況が一番判断材料にはなってきますけれども、今後、状況を見極めながらできる限り開催の方向で進めていきたいと、工夫した何かをできないかということでの必要な経費を計上させていただいたところで、内容的には昨年予定していた儀式的なもの、あとは当時の入居者の人たち、関係者の人たちでやる最後のお別れ会みたいなことができないかといったところも考えているところでございますけれども、詳細については状況を見ながら追って進めていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、備品の関係ですけど、こちらについてはクロージングセレモニーには関係がない物品でして、これもコロナの影響で最近、去年来いろんなオンラインでの通信でのやり取り、会議、研修、打合せ等々がやっているわけですけれども、役場の仕事もそうですが、そういった機会がかなり多くなってきている。ただし、業務的にできる場所というのが限られています。なのでいろんな研修であったり打合せ、会議であったりというものが重複する機会があるとどうしても限定されている数の中では間に合わない部分があるということで、そういったことも対応できるいわゆるブース、箱型みたいな形ですけれども、そういったものを準備して庁舎内に設置、移動可能ですけれども設置したいということで、そういった通信の機械を増やしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、山田研君。

○総務課長（山田 研君） 私からは2点目の仮設住宅の払下げの関係と、3点目の東峰消防屯所の関係をお答えいたします。

初めに、中上仮設住宅の払下げの関係でございます。棟数は全部で63棟ございました。払い下げた棟数につきましては、37棟という状況でございます。申請の関係でございます。申請は全部で93件ございました。町内が10件、他は、県内、県外ということでございます。内訳といたしましては、県内の方のほうが町内の方よりも多いような状況で払下げのほうを実施してございます。

3点目の東峰消防屯所の関係でございます。現在、既存予算で設計のほう進めているとこ

ろでございます。設計が終了後、補正予算が可決後速やかに工事のほう入っていきたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木信一君。

○4番（佐々木信一君） 仮設住宅は今、解体に入っているわけなので、ぜひコロナ禍を見ながら入居者とのイベント等をできる限り開催してほしいかと思えます。

それから、12ページの解体のほうなんですけども、分かりました。町内10戸ということで、町外、県外がありますということで、その中で今回何で本町の部分の仮設住宅がこの解体の中に入っていないのかお伺いいたします。

あと、さっきの東峰屯所の部分ですけども、予算決まり次第速やかに工事のほうお願いいたします。何があるか分かりませんので、災害がいつ起こるか分かりませんので、できるだけ速やかにお願いいたしたいと思えます。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 私のほうからは、仮設住宅の本町団地の質問についてお答えさせていただきます。本町団地につきましては、ただいま、仕事・学びの場ということで、新しい雇用であったりライフスタイル、ビジネススタイルということと、震災遺構ということで仮設住宅の展示であったりといったところに今、整備を計画しているところでございまして、今ある仮設住宅についてはあそこの部材を利用しているんなものに活用できないかといったところを計画していたものですから、今回の払下げには加えなかったということでございます。

○議長（瀧本正徳君） 7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 2点お願いいたします。

14ページの真ん中、8款土木費です。1項2目14節道路維持費です。工事請負費が1,420万ほど増額になっておりますが、ここの1路線ではないと思えますが、路線の内容、工事の内容がどういうものかお伺いいたします。

続きまして、15ページの下、教育費です。2項1目教育振興費の中で修学旅行のキャンセル料補助金ということで、80万出ております。次のページの中学校費のほうにも出ているわけですが、一番子供たち、生徒が楽しみにしている修学旅行ができなかったのかということなんですけども、キャンセルだったら今後の予定はどうなっているのかについてお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木真君） 私からは、道路維持工事費の内容でございます。

2路線の修繕工事を予定してございます。月山線の修繕工事につきましては、排水の改善ということで、側溝等の設置を予定しております。もう1路線は種山江刺線の修繕工事という部分で、ガードレール舗装の修繕等を行う予定でございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 教育委員会からは修学旅行のキャンセル料について御回答申し上げます。

修学旅行のキャンセル料につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、修学旅行が延期または中止した場合に発生するキャンセル料について、保護者の経済的負担を軽減するべく補助するものでございます。具体的な内容でございますけれども、世田米中学校、有住中学校いずれも8月下旬から9月上旬に修学旅行を実施する予定でございましたけれども、御覧のような状況でございますので延期しております。具体的な開催につきましては、現在検討中でございますが、大体10月から11月に実施する予定でございます。また、これは修学旅行に限らず、違う学年が行う野外宿泊学習等にも当てはめたいと考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 1点だけお伺いいたします。

さきの工事のほうは分かりました。修学旅行のほうですが、なかなかコロナが大変な時期ですが、昨年も県外に行かれない場合は県内でというふうな、県外に出ないでやるというようなことがありましたが、そういう内容になるんでしょうかということをお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 行き先につきましては、当然コロナ等の感染者数が少ない地区に行きたいと考えておりますし、県内・県外かという質問でございますけれども、世田米中学校につきましては北海道を中心、有住中学校さんにつきましては青森から県内で考えております。宿泊学習につきましては、世田米中学校が陸前高田市の野外活動センター、それから有住中学校につきましても県内の宿泊学習を考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 3点お伺いたします。

10ページの2款総務費、1項総務管理費、5目の財産管理費の節でいいますと13、15、13は当たるのか分かりませんが、法定外公共物につきましてお尋ねいたします。

この200万ほどかかっているかというふうに出ておりますが、この修繕箇所というのはどこの箇所であったものか。

2点目ですが、先ほど同じページの6目の企画の備品購入費で、ワークブースということで答弁がありました。これは何台で考えているのか、一人用なのかあるいは複数用なのか、どこに設置する考えなのかお尋ねいたします。

3点目は、ECサイト、先ほどから出ておりますが、具体的に例えば出品をすれば出品の申込先、登録手数料とか販売手数料、これらは何%ぐらいになるのか、要るものかどうかもお尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 私からは、1点目の法定外公共物の関係でございます。

重機借り上げ料、原材料費でございます。こちらにつきましては、台風8号及び翌日の大雨により損傷した箇所を今回修繕したいということで、予算のほうを計上させていただきました。箇所でございますが、6か所ございまして、火石、窪田、本町、赤畑、火の土、十文字というふうになってございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 私のほうからは、企画費の備品の件についてお答えさせていただきます。

ワークブースについては、予定台数は1台でございます。一人用ということで予定しております。設置場所については最終的にはまだ検討中ということですが、できれば1階のフロアの町民の方も使えるような位置ということで検討しているところでございます。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長兼農業委員会事務局長（佐々木光彦君） 私のほうからは、3点目のECサイト販売事業の関係についてお答えいたします。

まず1点目の申込先はどういうふうになるのかというお話でございましたけども、参加した事業者は商工会のほうで取りまとめをするような形になっております。参加したい事業者

の方の登録料というのは発生いたしません。手数料の関係ですが、販売があった際に手数料として8%の手数料というようなことになっております。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 法定外公共物についてお伺いいたします。

平たく言うと私たちが通常赤線、青線と言っているところなわけですが、以前は所有は国で管理は県ということでしたが、現在は所有管理共に市町村になっているということだと思います。そこで、実際的に公共的な用途に使用されていない赤線、青線につきまして、どのような手続で購入とかそういうことができるものなのかどうか、お尋ねいたします。

ワークブースについてですが、これからの時代、ウェブ会議とかが主流になっていく可能性もあります。遠い方々との特に会議というのはそうなるんだと思いますが、1台で275万ということのようですが、私のほうで少し調べてみましたら、大体1台で150万ぐらいもすれば程々のいいものは買えそうなんです、相当設備内容がいいのかというふうに思います。私的にはウェブ会議というのは相手の方も一人とは限りません。こちらも一人とは限らないので、二人ぐらいの、2、3人用のものが本当は必要じゃないのかと。1台ぐらいはそれがあつたほうがいいのじゃいかというふうに考えておりますが、その点いかがでしょうか。

ECサイトにつきまして、分かりました。例えばこれから納品に出しているということで、私もホームページ見ました、JAタウンの。結構出ていました。例えば今後、町が追加で支援するということがあるのかどうか。あるとすればどういうことがあると考えているのかお尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 法定外公共物の関係でございます。法定外公共物、赤線、青線につきましては、それぞれ目的がございますので、原則的には払下げはできないということでございます。払下げができる場合でございますけれども、その用をなしていないというふうなことであれば用途廃止という手続をした後に払下げというふうな形になります。払下げにつきましては、周りの所有者等の同意が必要ということでございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 私のほうからはワークブースの件についてお答えいたします。

ワークブースにつきましては、議員のおっしゃるとおり、いろんな設備、仕様、あとは機能といったところで、かなり金額に幅があるのかというふうに認識しております。予定していたものについては、ある程度メーカーのほうで実績があつてというものを選ばせてもらった上で各調査をさせてもらったところでございます。実際に活用されているということでまず一つの案ということになっているところでございますので、金額につきましては、今後商品を含めまして併せて精査していきたいというふうに考えております。

2、3人ということで、いろんな利用人数のタイプもあるというのは承知はしております。当初は1名の分をまず設置してみて、どのような活用ができるのか、そしてどのように御利用がうまくいくのかといったところも確かめながら、そういった需要がこれからまた増えてくるようであれば整備の内容については検討していきたいというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長兼農業委員会事務局長（佐々木光彦君） 町の今後の追加の支援策は考えているのかという御質問だったと思いますけども、いずれ今回の事業をやるにあたって、注文があつた際にアンケートを入れてやりたいと思っております。そのアンケートの中で例えばどういう手段で住田の農畜産物であったり特産品を知ったのかと。例えばリビング誌なのかネット上なのか、口コミなのかといった部分なんかも聞きたい部分でありますし、商品の中身自体はどうだったのかという部分とか、聞きたいことが様々ありますので、そういったようなアンケートを集計して、それを成果の分析をしながら次の部分につなげていきたいというふうに思っておりますので、単発ではなくて何年になるか明確には喋られませんが、何年かの形で効果検証を繰り返しながらどういう形でやればいいECサイトの利用になるのかといった部分も検証しながらやっていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（瀧本正徳君） ほかに。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 私からは関連で1点になりますが、8ページの歳入の14款の国庫支出金で、新型コロナウイルスワクチンの接種対策費が255万1,000円補正増額になっておりました。一方、12ページの歳出の4款の衛生費、予防費の中で委託料が新型コロナウイルスワクチン接種委託料が314万5,000円減額になっておりました。いずれコロナ収束の見通しがなかなか最近の情報でも全国的には新たに感染している人は減っている傾向にありつつも、収束の見通しが立たない。それから、新たな変異株が新しく昨日辺りの情報でも生まれているというようなことで、非常に町内の感染は少ないわけで、現状では出ていないわ

けですけども、いずれ今後の収束の見通しが立たないという状況で、この財政の歳入、歳出の部分から見ると町内の集団接種の希望者の接種終了見込みが臨時議会でも9月でおおよそというふうなことがあったんで、その歳出の予算の見込みがあったから委託料が減額になったんだろうと思いますけども、一方で歳入を増額しているということから、今後のこれらコロナのワクチン接種にあたっての方向性についてお聞かせいただければと思います。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） それでは、私のほうから1点、歳入の部分についてお答えします。

255万1,000円の増額については、現在、既定の予算があるわけですけども、今までは7月いっぱいまでを休日加算という形で負担金が入ってきたわけですが、12月4日まで負担金の休日加算が延長になった部分を受けて、今までですと8、9月とそれ以降の部分の負担金が増えるというところで増額しているところです。

それから歳出の部分についてですけども、歳出の委託料の314万5,000円を減したることについては、現在、医師と看護師の皆さんに報酬、委託料で当初はお支払いしようと思っておりましたが、報酬でなければ払われないという部分の方たちもいますので、この予算書からいくと12節の委託料を減額して7節のほうに311万1,000円の謝礼というところで予算を組替えしてお支払いするというような形になっております。

今後のワクチン接種の方向性というところですが、おおよそ9月いっぱいには終わりたいというふうには思っていますが、いまだ受けれていない12歳のお子さんであるとか、やはり受けないと言ったけども受けたいというような方たちもいらっしゃると思いますので、それは10月以降も受け入れるような体制で医療機関と今後、協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） ワクチン接種、新たな希望者も生まれているというようなことで、継続して実施していくと。今後、そういった意味では集団接種の会場は閉鎖しても、その他診療センターの対応というのは引き続き行われるということを見込むということと、管内、あるいは院外の中でのかかりつけ医との協力とかそういったことも今後、少数になると協力を仰いだり協力していくということが考えられると思いますが、そこら辺の医師会、あるいは県の医療機関、保健所等との連絡調整というのは今後ますます重要になってくると

と思いますが、その点の取組の状況をお聞かせください。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） ただいまのかかりつけ医の方々とか気仙医師会、関係機関の医療機関との連携等についての御質問でございますが、現在はまず、住田地域診療センターのほうと協議して接種できるような形を進めてまいりたいと思っておりますし、いまだ町外のかかりつけ医の皆さんについては、各市のワクチン接種のほうを優先という形で進められております。その中でもどうしても1バイアル当たり6人接種しなければならないとかという状況が出ております。それに対して1人だけ接種という状況も出てこようかと思っておりますので、それについては関係のある市とも協力しながら接種ができるように、今、話を進めているところです。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号 令和3年度住田町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第4号 令和3年度住田町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（瀧本正徳君） 休憩前に引き続き会議を行います。

◎日程第5 議案第5号

○議長（瀧本正徳君） 日程第5、議案第5号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第5号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,244万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,208万6,000円とするものであります。補正の内容について、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入を御覧ください。

3款県支出金34万1,000円の増は、特別調整交付金分34万1,000円の増によるものであります。6款繰越金7,210万円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3歳出を御覧ください。

2款保険給付費34万1,000円の増は、傷病手当金の計上によるものであります。3款国民健康保険事業費納付金7,210万円の増は、一般被保険者医療費給付分6,981万5,000円、一般被保険者後期高齢者支援金等分51万4,000円、介護納付金分177万1,000円の増によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第6号

○議長（瀧本正徳君） 日程第6、議案第6号 令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第6号 令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

初めに、保険事業勘定歳入歳出予算の補正について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,965万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,439万円にしようとするものであります。補正後の歳入歳出予算を4ページ、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

4ページをお開きください。

まず、歳入について説明いたします。なお、詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入を御覧ください。

8款繰越金、1項繰越金1,965万2,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3歳出を御覧ください。

4款基金積立金、1項基金積立金551万2,000円の増は、介護給付費準備基金積立金の増であります。7款諸支出金、1項償還金利子及び割引料1,414万円の増は、返還金の確定による増であります。

続きまして、介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ83万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ240万2,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算を第1表歳入歳出補正予算により説明いたします。

10ページをお開き願います。

まず、歳入について説明いたします。なお、詳細は12ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、2歳入を御覧ください。

1款サービス収入、1項予防給付費収入56万2,000円の増は、介護予防サービス計画収入の増によるものです。2款繰越金、1項繰越金27万円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

詳細は同じく12ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、3歳出を御覧ください。

1款サービス事業費、1項介護予防サービス事業費83万2,000円の増は、予防給付ケアマネジメント業務委託料の増であります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号 令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第6号 令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第7号

○議長（瀧本正徳君） 日程第7、議案第7号 令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第7号 令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,943万7,000円にしようとするものであります。

補正の内容について、2ページ第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入を御覧ください。

4款繰越金33万9,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3歳出を御覧ください。

3款諸支出金33万9,000円の増は、保険料還付金の増によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号 令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第7号 令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第8号

○議長（瀧本正徳君） 日程第8、議案第8号 令和3年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐々木真君） 議案第8号 令和3年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算の第2条の収益的支出の補正は、支出の既決予定額に364万3,000円を増額しようとするものであります。第3条の議会の議決を受けなければ流用することができない経費の補正は、既決予定額から179万4,000円を減額しようとするものであります。

補正予算の内容を補正予算実施計画により御説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

収益的支出の補正の主な理由は、1款1項1目原水費及び浄水費の修繕費87万3,000円の増、同じく2目配水費及び給水費の修繕費150万円の増、同じく4目総係費の給与費179万4,000円の減、同じく2項2目消費税及び地方消費税の納付金299万6,000円の増などが主な理由です。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 令和3年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第8号 令和3年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第9号

○議長（瀧本正徳君） 日程第9、議案第9号 令和3年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐々木真君） 議案第9号 令和3年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算の第2条の収益的支出の補正は、支出の既決予定額から98万4,000円を減額しようとするものであります。第3条の議会の議決を受けなければ流用することができない経費の補正は、既決予定額から272万7,000円を減額しようとするものであります。

補正予算の内容を補正予算実施計画により御説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

収益的支出の補正の主な理由は、1款1項1目管路施設管理費の修繕費100万円の増、同じく3目総係費の給与費272万7,000円の減などが主な理由です。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号 令和3年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第9号 令和3年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第10号

○議長（瀧本正徳君） 日程第10、議案第10号 住田町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 議案第10号 住田町過疎地域持続的発展計画を定めることについての提案理由を御説明いたします。

過疎地域自立促進特別法が令和3年3月末に期限を迎えたことに伴い、令和3年4月に新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたところであり、本町においては、昭和55年に過疎指定されて以来、ハード整備である施設整備を進める一方で、平成23年度からはソフト事業への拡充がなされ、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るための取組を積極的に展開してきたところでございます。これら過疎対策事業の取組は、一定の成果を挙げているものの、依然として人口減少と高齢化に歯止めがかからない状況であります。今回の計画は、令和2年度に策定した住田町総合計画に包括されている内容とし、本計画によりまちを取り巻く課題に的確に対応していくとするものであります。特にも持続的発展が可能なまちづくりを目指し、移住・定住施策の推進、基幹産業である農林業の振興、地域医療体制の維持確保、各産業の担い手を確保するとともに、地域に根差した産業の振興や雇用の創出のため、地域資源を生かした産業の推進、企業支援などに取り組む必要があることから、令和3年度から令和7年度までの過疎地域持続的発展計画を策定するものであり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に規定するまちの過疎地域、持続的発展計画を策定するにあたり、同項の規定により、議会の議決を経て定めようとするものであります。なお、岩手県とは既に協議し、同意をいただいているところであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

1 番、水野正勝君。

○1 番（水野正勝君） 1 点お尋ねします。

今回、新たにこの過疎事業の計画が定められるということで、この子育て分野の項目、事業の内容に新たな項目で病後児保育施設整備事業というような項目をお見受けいたしました。こちらの部分、私も以前、一般質問等でも取り上げさせていただきました。計画書の 53 ページになります。こちらは現在、新型コロナの影響もあり、アフターコロナ、ウィズコロナ、共存していく今後の日本社会、そして本町の部分を考えていたときに非常に議論の余地のある事業なのかと個人的には以前から引き続き変わらぬ捉え方をさせていただいております。今回、このように計画書に記載いただいたということは非常に大きな一歩を踏み出していたのかというふうに捉えさせていただきます。改めまして、当局のこういった整備事業における捉え方、向き合い方、今後の展望ですとかお聞かせいただける範囲で見解を伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） それでは、病後児保育の関係につきまして、現在、教育委員会の考え方等御説明申し上げたいと思います。

病後児の保育に関しましては、その仕事の関係ですとか家庭の状況によりまして、なかなか保育することが困難な場合に保育する施設として大変重要だというふうに考えてはございます。ただ、近隣の市町村の状況も御説明申し上げますと、遠野市におきまして病後児保育の施設ございますし、陸前高田市、大船渡市等にもございます。また釜石市等にもございますが、それぞれの市町村の住民でなければ利用できないというところもございまして、現在、住田町ですと遠野市の施設に 1 世帯 2 名を登録させていただいております。また、利用についてでございますが、今年 6 月に 2 日間の利用があったというふうに聞いてございます。また、それらの施設をつくるようになりますと、当然、専門的な職員、専門的な設備が必要でございますので、その必要性とかかかる経費等も総合的に考えまして検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 水野正勝君。

○1 番（水野正勝君） ありがとうございます。

具体的に正直申し上げてはつきり取り組むですとか、議論を進めるといった段階には正直

なかなかまだいっていないのかというふうにお見受けします。引き続き、父兄の皆様方、そしてこの保育ですとか子育てに関わる関係各位の皆様方の御意見、そして地域の方々の声に耳を傾けながらじっくりと今後も引き続き、議論、協議を吟味しながら対応のほう続けていただければと思います。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

2番、荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 2点お伺いします。

1点目、この資料の中に森林林業日本一のまちづくりという記載があります。一般質問でも出ていました。町内林業システムの中に付加価値をつけ、高度化していくことが本町における持続的発展だと思いますが、この制度を活用しての事業としてはどの項目が当てはまるのか伺います。

2点目、森林林業日本一のまちづくりの中には、木材のほかにも山の保全、水質や空気の保全、植物や動物の保全、人との関わりなど森林環境の持つ多様性を守るという側面もあると思います。この制度を活用しての事業としては、どの項目が当てはまるのか伺います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 私のほうから2点とも1回目はお答えさせていただきたいというふうに思います。

1点目につきましては、町内ではこれまでも様々な製材加工、集成材加工、プレカット加工など付加価値を高めることに取り組んできたというふうに捉えております。この制度を活用しての事業としてはどの項目が当てはまるのかということでございますけども、計画書の28ページをお願いします。

その中に（2）林業ということであります。実施するものにもよりますが、④、⑤の辺りが当てはまるのかというふうに考えております。

それから2点目でございます。2点目、どの項目が当てはまるのかということでございますが、同ページの⑥取り組む内容にもよりますが、あえてお答えするのであればそこが対象となるのかというふうに考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） それでは、1点目について、町内の山林から産出される丸太の町内における二次加工、三次加工の割合は現状ではどのくらいなのでしょう。また、その割合を高めるためにこの制度を活用していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

2点目に関連して、栗木鉄山跡の学術的価値に加えまして、エコツーリズム的な要素を加えて種山方面と連結させるような取組を考え、この制度を活用できないか伺いたいと思います。以前にも高低差を利用した何か施設をつくったらとか、いろいろアイデアはあったと思いますが、そのようなことで、それにこだわることはありませんけれども、お答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（千葉純也君） 町内における二次加工、三次加工の割合ということでございますけれども、現在のところ把握はしてございません。それから、その割合を高めるためにということでもありますけれども、高めるためにどういうことを実施していくのかということにもよるといふふうに考えます。今後の流れの中でそういうことが出てくれば考えていきたいといふふうに思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 教育委員会のほうからは、栗木鉄山跡の種山との連携した活用についてお答え申し上げます。

栗木鉄山跡につきましては、種山と距離的にも近いことから連携しての活用が図られるのではないかと考えておりますが、一方で栗木につきましては産業に関連したものでございますし、種山につきましては自然に関連したものでございますので、この二つを連携する際のストーリー的なものも検討していかなければならないのではないかと考えてございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） どういうふうなものをアイデアとして考えたらいんだというようなお話があったと思います。キクラゲで付加価値をとというような話が一般質問でも出ていたと思いますが、SDGsの流れなどを受けて例えばコンビニ利用等で使用する木製や木質圧縮性のスプーン、ストローなど、脱プラスチック製品の生産も今後、有力になるのではないかと

と思われます。この制度を活用してのそのような分野への取組を考えられると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（千葉純也君） 今、御質問にありましたような事業等につきましては、まずは町が直接やる部分ではないのかというふうには考えております。町としてはそういった計画は現在のところございませんけども、この制度を活用するという御質問でありましたが、先ほども申しましたけども、今後の流れの中でそういうことが出てきた場合には考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 私からは1点、60ページから61ページにかけてあります、集会施設、体育施設等の整備に関わってお尋ねいたします。

私の書類の読み込みが足りないのかもしれませんが、それでお尋ねしたいんですが、農林会館についてです。農林会館につきましては、町の公共施設等総合管理計画の中でも中心地域の総合的な開発の中で建て替え等の方針について検討してまいりますというふうにあります。この事業計画によると、農林会館という文字が見えないわけです。これは生活改善センターは50年近くたっています。農林会館ももう41年たっております。最近はいろんな補正予算等も含めて大規模改修であるとかたくさん費用がかかっているわけです。私的には現在、農林会館は600席の席がありますが、人口が当時恐らく1万人ぐらいあったときの計画だったでしょうから、今はもう5,000人、2040年には3,000人になると社人研の推計もあります。そういう中でこれから考えるとすれば、ダウンサイジングをした生活改善センターと農林会館の文化会館のようなものを一体的に整備を進めていくことが一つの検討になるのではないかと思います。どうしてこの事業計画の中に農林会館というのが入ってこなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長兼農業委員会事務局長（佐々木光彦君） 農林会館の件ということですが、60ページは教育の振興という中で集会施設とか体育施設を書いている部分なので載っていないということだと思っておりますけども、農業分野の節の中にも載ってはおりません。いずれ、基本的な考え方でございますけども、農林会館については今のお話がございましたとおり、

老朽化が進んでおりまして、維持管理費がかなりかかっているという状況があります。ですので、利用状況等々検討しながら、利用状況に応じて必要最低限の修繕をしながら新しいこういった機能を持たせるかということなんかも含めながら、周辺施設との改修、あるいは新築といった部分と併せながら検討していくべきものと考えております。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 農業の分野のほうにも教育、集会施設のところに載っていないということが私的にはがっかりなわけですが、課長からも答弁がありました、いずれ庁舎周辺整備計画がこれから本格的になると思いますので、そういう相対的な中で農林会館も含めた検討をしていただきたいというふうに思います。

○議長（瀧本正徳君） ほかに。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 計画書の42ページをお開きください。

道路の関係です。これは令和7年度までの5年間のうちで過疎債を利用して行う事業ということで計画されたものと認識するわけではありますが、よってここに町道、橋梁、その他の生活道路というふうに示されておりまして、ここに取り上げられた路線はどういった基準で選ばれたのかということを確認します。というのは、これまで町道路線の認定になっておっても延長の部分でまだ未舗装、未改良であったりする部分で、町民から要望があったり、あるいは生活道を設置するにあたって事業の分で林道や農道の事業を活用して設置した路線もあったりというようなことがあるものですから、いずれ今回の路線選定にあたっての考え方をお聞かせいただければと思います。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長。

○建設課長（佐々木真君） 町道の改良の路線の選定というところでございます。町道の改良につきましては、新規認定路線の部分から順次緊急、必要性の高いところから進めるというところでありまして、計画しておりますけれども、今回もそのような新規認定路線等について載せてございますし、また、世田米駅前線、あるいは火石川向線等については老朽が進んでいるというような部分等、あとは川向につきましては改良が必要だという部分で重要な生活路線だというところで、順次進めてまいりたいというところで計画してございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） これまでも先ほど申したように、既に町道として認定されておって延長線上で住居があっても舗装改良になっていなくて、改良舗装を要望した場所等もあった

り、既に改良になっているけども国道と町道の入り口が変形で交通に際して安全が図られていないというような場所の希望もあって、路線名は控えさせていただきますけども、そういったところのこの5年間のうちに改良に手がけるといった場合に、この過疎債を利用しないで単独財源でもそういった部分については改良に着手するという考えをお持ちでこの計画の策定に当たったのか、そこら辺を確認させていただきます。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長。

○建設課長（佐々木真君） 現在のところ、改良が必要と思われる部分、また改良が実現可能という部分で予算等々上げているところがございますけれども、今後、状況により必要性が高まったというような部分につきましては、順次この計画の変更もあり得るものというふうに捉えてございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 計画の変更もあり得るということで、例えば5年スパンで計画を出して見直ししていくということでもありますけども、この5年間の中で今回取り上げられなかった路線を次の段階で取り上げるということであればいいんですけども、この5年間の中で改良が必要と思われる部分についても、今回出した5年間の中でも変更申請が可能かどうか、再度確認させていただきます。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 計画につきましては、1年に1回程度というふうな頻度になるかと思いますが、新しい例えば事業とかそういったものの追加であったり、今おっしゃられます変更といったものについては、協議していきながら認められれば可能ということがございますので、よろしくをお願いします。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号 住田町過疎地域持続的発展計画定めることについてを採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第10号 住田町過疎地域持続的発展計画を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（瀧本正徳君） お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 11時52分